

# 畜舎等における消防用設備等の特例基準の論点について

令和4年11月14日  
総務省消防庁

# 畜舎等における消防用設備等の特例基準の対象としている畜舎等の範囲について

## 現状

- 畜舎等のうち、①防火上及び避難上支障がなく、かつ、②周囲の状況に関し延焼防止上支障がないものを消防用設備等の特例基準の対象としている。
- 「畜舎等」とは、次の（１）畜舎、（２）堆肥舎又は（３）関連施設をいうものと定義。
  - ・ 「畜舎」とは、家畜の飼養の用に供する施設をいう。
  - ・ 「堆肥舎」とは、家畜排泄物の処理又は保管の用に供する施設（その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同ーであるものに限る。）をいう。
  - ・ 「関連施設」とは、搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設（その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同ーであるものに限る。）をいう。

### 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第三十一条

2 次に掲げる防火対象物又はその部分については、この節に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。

- 一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの
- 二 (略)

### 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十二条の三

1 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす**畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。)、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同ーであるものに限る。))及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同ーであるものに限る。))**をいう。以下同じ。)とする。

- 一 防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。
  - 二 周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。
- 2~4 (略)

## 方針

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「畜舎特例法」という。）に係る検討結果を踏まえ、安全性が担保できることを前提に、畜舎等の消防用設備等の特例基準の対象とする「関連施設」として、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することを検討する。

# 検討の対象とする施設について①

## 畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫

- 畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料などを保管する施設。
- 保管されることが想定されるものの例としては、牧草、配合飼料、わら、古紙、堆肥、肥料、農薬、もみ殻、おがくず、農業用トラクター、自動車の燃料など。



- 畜産業の用に供する農業機械や飼料・敷料の保管庫を別棟として設ける場合は、現在の特例基準では対象としていない。
- 消防法施行令(以下「令」という。)別表第一(13)項の「駐車場」や(14)項の「倉庫」として取り扱われる場合は、それぞれ当該各用途に対応する消防用設備等の設置基準が適用される。
- この場合、「駐車場」や「倉庫」は、その火災危険性(可燃物量、消火活動の困難性等)から、令別表第一(15)項よりも厳しい基準となっている。
- しかしながら、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫については、利用実態及び保管される物品等の状況から、一般的な令別表第一(13)項の「駐車場」や(14)項の「倉庫」のような火災危険性を有するとまでは言えないもの(火災危険性から令別表第一(15)項と取り扱うことが可能なもの)が存在するとの声がある。

## 論点①

- 利用実態及び保管される物品等の状況を踏まえ、危険性に応じた特例基準を設けることについて、どう考えるか。

# 検討の対象とする施設について②

## 排水処理施設

- 養豚や酪農の高水分の家畜ふん尿を処理するための施設。
- 畜舎特例法の対象となる堆肥舎（家畜排せつ物を処理する施設）については、現在は、家畜ふん尿をそのまま処理するような一次的な処理（堆肥の原材料としての加工、乾燥処理施設における乾燥、固液分離、水分調整、成型等の行為など）に限定されており、固液分離後の液分を処理する「排水処理施設」は含まれていない。



## 貯水施設

- ロータリーパーラーなどの大型の搾乳施設や搾乳ロボットの複数同時稼働時では、洗浄に使う水の量が多い為、上水や井水の直結使用だと水量が低下することがある。
- こういった場合に、給水クッションタンクとして、貯水タンクが設けられることがあり、雪・雨避け、貯水タンクの凍結・劣化防止の目的として、それを覆う上屋が建設されることがある。



## 論点②

- 消防法令上の防火対象物としての用途を踏まえ、危険性に応じた特例基準を設けることについて、どう考えるか。

# 検討の対象とする施設について③

## 発酵槽

- 搾乳牛ふん尿は水分が高く堆肥化（好気発酵）が困難であるため、<sup>ほ</sup>圃場散布が基本であるが、生ふん尿の場合、病原菌・雑草種子を含み悪臭が問題となる。
- このため、生ふん尿を「嫌気発酵」させ消化液に処理してからほ場散布することを目的として発酵槽が建築されることがある。
- 建築物に該当しない場合は、消防用設備等の設置対象とはならないが、上屋が設けられるなど、防火対象物として取り扱われるものについては、消防用設備等の設置対象となる。

### 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書(抜粋)

畜舎経営においては、通常、家畜の飼養に供する防火対象物である「畜舎」のほか、当該畜舎の「関連施設」や、家畜の排泄物の処理又は保管の用に供する防火対象物である「堆肥舎」が設けられる。このため、特例基準は、「畜舎」のほか、当該畜舎の「関連施設」及び「堆肥舎」を対象としたものとすべきである。なお、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の可燃物を製造し又は保管する施設や、排泄物を加熱処理する施設は、特例基準の対象とする「堆肥舎」として取り扱わないものとすべきである。

## 論点③

- 上屋が設けられる場合があるか。
- その上で、必要に応じ、可燃物の製造、保管等の状況を考慮しながら、危険性に応じた特例基準を設けることについて、どう考えるか。

# 特例基準の対象とする畜舎等の条件について

▶ 特例基準の対象は、「畜舎等」（畜舎のほか、搾乳施設及び畜舎に附随する集乳施設、堆肥舎をいう。）のうち、次の条件を満たすものとしている。

- ① 防火上及び避難上支障がないもの（例：平屋建て、不特定多数の利用がないもの）
- ② 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないもの（例：周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの）

## 畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件(令和4年消防庁告示第4号)抜粋

一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定めるものは、次のいずれにも該当するものとする。

(一) 階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができる。

イ・ロ（略）

(二) 居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの(畜産経営に関する執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。)であって、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

イ 次に掲げる部分が存しないこと。

(イ) 不特定又は多数の者が利用する部分

(ロ) 仮眠その他の就寝の用に供する部

(ハ) 多量の火気を使用する部分

ロ 居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。

ハ次に掲げる構造を有するものであること。

(イ) 直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できるものであること。

(ロ) 当該居室のあらゆる部分からの出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ニ 当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理について権原を有する者と同じであること。

二 規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。

(二) 畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。

イ 不燃材料で造られたものであること。

ロ 内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。

## 論点④

▶ 特例基準の対象として追加を検討する関連施設（畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等）の条件について、どう考えるか。

# 各消防用設備等の特例基準について【消火設備】

消防用設備等	目的	令別表第一(15)項の主な設置基準
消火設備	消火器具	火災初期の段階において、火災を消火し、その拡大を防止。 以下のものには設置が必要。 ・延べ面積300㎡以上 ・地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上
	屋内消火栓設備	消火器で消火できる段階を過ぎた火災を消火し、その拡大を防止。 以下のものには設置が必要。ただし、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備を設けた場合は設置不要。 ・延べ面積1,000㎡以上 ・地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が200㎡以上
	屋外消火栓設備	消火器や屋内消火栓設備で消火できる段階を過ぎた火災について、隣接する建物への延焼を防止。 以下のものには設置が必要。ただし、動力消防ポンプ設備を設けた場合は設置不要。 ・耐火建築物にあつては、1、2階の床面積の合計9,000㎡以上 ・準耐火建築物にあつては、1、2階の床面積の合計6,000㎡以上 ・その他の建築物にあつては、1、2階の床面積の合計3,000㎡以上
	特殊消火設備	駐車・発電機・変圧器・ボイラー室等といった特殊な用途の部分における火災や、指定可燃物といった特殊な可燃物に係る火災を消火し、その拡大を防止。 以下の部分には設置が必要。 ・駐車のために供される部分で、当該部分の床面積が500㎡以上 ・発電機、変圧器その他の電気設備が設置されている部分で、当該部分の床面積が200㎡以上 ・ボイラー室等の部分で、当該部分の床面積が200㎡以上 ・指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分で、当該指定可燃物が危政令別表第4で定める数量の千倍以上

## 論点⑤

- 保管庫における火災危険性を踏まえた消火設備の基準について、どう考えるか。
- 排水処理施設、貯水施設及び発酵槽上屋における火災危険性を踏まえた消火設備の基準について、どう考えるか。

# 各消防用設備等の特例基準について【警報設備・避難設備(誘導灯)・消防用水】

消防用設備等		目的	令別表第一(15)項の主な設置基準
警報設備	自動火災知設備	火災の熱や煙等感知して、火災が発生した旨を利用者に早期に報知し、避難や消火等を有効に実施。	以下のものには設置が必要。 ・延べ面積1,000㎡以上 ・地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が300㎡以上
	ガス漏れ火災警報設備	温泉の採取等に係る可燃性ガスを検知し、利用者に報知。	内部に温泉の採取のための設備が設置されているものには設置が必要。
	漏電火災警報器	ラスモルタル造の建築物に漏洩電流が流れると、鉄鋼が熱せられ火災が発生するおそれがあるため、漏洩電流を検出して利用者に報知。	準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、床又は天井を有するもので、以下のものには設置が必要。 ・延べ面積1,000㎡以上 ・契約電流容量が50Aを超えるもの
避難設備	誘導灯	利用者の逃げ遅れを防ぐため、避難口の位置や避難経路を誘導。	地階、無窓階及び11階以上の部分には設置が必要。
消防用水		広い敷地に存する大規模な建物において火災が延焼拡大した場合、敷地外に存する公設の消火栓等だけでは消火活動が難しくなることから、迅速な消火活動ができるよう、敷地内に最低限の水利を確保。	敷地面積が20,000㎡以上あるもので、かつ、以下のものには設置が必要。 ・耐火建築物にあっては、床面積が15,000㎡以上 ・準耐火建築物にあっては、床面積が10,000㎡以上 ・その他の建築物にあっては、床面積が5,000㎡以上

## 論点⑥

- 保管庫における火災危険性を踏まえた警報設備、避難設備、消防用水の基準について、どう考えるか。
- 排水処理施設、貯水施設及び発酵槽上屋における火災危険性を踏まえた警報設備、避難設備、消防用水の基準について、どう考えるか。